

「総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則案に関する意見募集」で寄せられた意見及びそれに対する総務省の考え方
意見提出者一覧

■ 意見募集期間：令和4年(2022年)12月27日(火)から令和5年(2023年)1月30日(月)まで

■ 意見提出数：1件(法人・団体:0件、個人:1件)

■ 意見提出者：

(意見受付順)

1	個人
---	----

**「総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する
法律施行規則案に関する意見募集」
に対する意見及びそれに対する総務省の考え方**

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方	案の修正の有無
全体			
1	趣旨については特段反対ではないが、納付行為に関する記録(納付にかかる中間的な事業者からの記録取得も定期的に行うようにした方が良いでしょうと考える。)についてはちゃんと行うようにし、また、各事業者等が情報開示請求によつての事実についての確認が行えるようにもしておきたい。	納付行為に関する記録の御意見については、本制定省令等に従い指定された指定納付受託者が関係法令に則り適切に対応することが適当と考えます。その他は御意見として承ります。	無

※提出された御意見については、整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。

※その他、本制定省令(案)に対する意見ではないものが1件ありました。